

公 示

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、一般競争入札(総合評価落札方式)を採用します。

なお、公示に関する照会は調達部(Tel: 03-5226-6612)あてにお願いします。

2019年 2月27日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役理事

【1. 競争参加資格】

(1)以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2)「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
- 3)「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2)JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4)平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5)その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 入札説明書等の配布】

入札説明書及び配布資料等の配布については、全省庁統一資格を有している法人(JICAの簡易審査申請中の法人を含む。)を対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)を参照願います。

番号： 190011

国名：ネパール 担当：南アジア部

案件名：連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

1 選定プロセス

- (1) 入札説明書等配布依頼書受付期間：2019年2月27日から2019年3月5日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 入札説明書等ダウンロード期間：2019年2月27日から2019年3月5日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) 技術提案書等提出：2019年3月15日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 入札・開札：4月中旬

2 業務の内容

【調査項目】

- (1) ネパールにおける地方分権化、連邦制導入に係る背景、制度の変遷・歴史
- (2) ネパール連邦制における行政上の制度・枠組み
- (3) ネパール連邦制における中央-州-地方政府の人事、公務員・人材育成制度
- (4) ネパール連邦制下での各セクター行政（セクターを3～4分野程度選び、各セクターについて情報を記載）
- (5) ネパール連邦制下のガバナンスプログラム（LGCDPフェーズ1、2とPLGSP）概要
- (6) ネパール連邦制下のガバナンス分野における開発パートナー（外国ドナー等）の支援
- (7) JICAのネパールにおける支援事業の課題と、ガバナンス分野における支援と成果及び成果の活用状況
・セクター及びスキーム横断的に実施中事業等の課題の情報収集を行い、公共事業管理等ガバナンスに係る課題を分類（情報収集はJICA事務所担当者や当該事業従事コンサルタント等の関係者からの聞き取り等を想定）
・過去及び実施中のJICAによるネパールでのガバナンス・地方開発関連事業の成果、成果の活用状況の抽出
- (8) 準国家（州・地方）レベルにおける各開発指標・達成状況
・ネパール全7州を対象に2018年経済センサス結果や資料での確認、政府の関係省庁等からの聞き取りと整理
- (9) ネパール連邦制の現状（中央-州-地方各政府の役割、公務員人事、予算及び開発計画、行政サービス状況）
・複数州を対象に州政府及び地方政府（主要都市政府及び村政府）を合計で4～6箇所について実情の現地調査
・行政サービスの実施状況についてはセクターを絞って情報収集（上記（4）で選んだセクターと揃える）
- (10) ネパール連邦制の現状の分析と課題（分析枠組みを示し上記（1）～（9）の収集情報を総合的に分析）
- (11) 対ネパール連邦制・地方分権の支援事業案
・（10）の分析結果に基づきJICAで対応可能な課題を元に、支援事業案を実施優先順位と根拠と共に明示

3 条件等

(1) 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2) 参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2019年4月下旬～2020年12月上旬

5 想定人月（予定）

8.47 M/M

以上